

南足柄 あんしんセンター

日常生活
自立支援事業

成年後見制度の
利用サポート

総合相談

福祉サービスをもっと身近なものに…
住み慣れた地域で、安心して住み続けるために
あなたの暮らしを支えます。



社会福祉法人

南足柄市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業のご案内



難しい書類が送られてくるけどよくわからない

1 福祉サービスの利用援助

- ♥ 福祉サービスの情報提供や相談、利用手続き・支払いなどのお手伝いをします。
- ♥ 福祉サービスへの苦情を解決するためのお手伝いをします。



生活支援員が訪問して、生活の困りごとや心配ごとの相談を受けます。

足腰が不自由で銀行に行けない…



2 日常的金銭管理サービス

- ♥ さまざまなお支払い手続き、預貯金から生活費の払い戻し、年金や手当の受取に関わる手続きなどをお手伝いします。



生活支援員が訪問して、銀行などへ行ったり、支払い手続きを行います。

ご利用までの流れ

相談

ご本人やご家族、施設など、どんな方からでもご相談を受け付けています。



お気軽にご相談ください

面談

直接ご本人とお会いして、具体的なお困りごとや、ご要望などをお伺いします。



実はね…

秘密はお守りいたします
どんなお困り事がありますか？

専門員が伺います。

計画

ご本人に合った支援の方針をたてて、必要なサービス内容の計画を立てます。



入院した時の対応は…

現金のお届けは2週間に一回の訪問で…

利用できる方

- ・南足柄市にお住まいの方（施設・病院などに入所されている方も対象です）
- ・おおむね65歳以上の方、または身体・知的・精神障害の方
- ・この事業の内容をご本人が理解でき、契約能力があるが、物事の判断が不十分な方

支援できないこと

- ・買物、介護、通院、洗濯、掃除などのお手伝い
- ・資産の運用
- ・保証人になること
- ・現金、貴金属、宝石、書画骨董品などのお預かり

利用料金

サービス内容	利用者区分	料金
福祉サービス 利用援助 日常的金銭管理 サービス	生活保護	無料
	市県民税非課税者	
	市県民税3万円以下	1回 750円
	市県民税3万円以上 ～14万円未満	1回 1,500円
	市県民税14万円以上	1回 2,250円
書類など預かり	一律	毎月 500円



3書類等の預かり

- ・定期預金通帳や年金、不動産の証書、株券、小切手、大切な印鑑など、無くすと困る大切な書類などをお預かりします。

銀行の貸金庫で大切に
お預かりします



金融機関の貸金庫でお預かりします。

審査

契約や計画が適切かどうか、契約締結審査会において、判断し承認を得ます。

計画は適切ですね

判断能力は大丈夫ですね



契約

利用するサービス内容を確認し、契約書を取り交わします。

よろしく
お願いいたします

サインと
捺印を
お願いいたします



契約期間は1年ごとに更新

利用開始

計画に基づき、サービスの提供を開始します。

お届けに
来ました



生活支援員がお伺いします

成年後見制度のご案内

○認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方について、適切な代理人（成年後見人等）を定めて、本人の能力の不足を補い、本人の財産、身体の安全を法的にはかる制度です。

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」があります。

法定後見



すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が本人の判断能力に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を決定。

後見

常に判断能力が欠けている方

たとえば・・・

日常的な買い物も自分ではできない植物状態にある
日常生活行為が誰かの支えがないとできない

援助者として「成年後見人」が選任されます

保佐

判断能力が著しく不十分な方

たとえば・・・

日常的な買い物などならばある程度自分でできるが、重要な財産行為や契約行為は自分一人で判断できない

援助者として「保佐人」が選任されます

補助

判断能力が不十分な方

たとえば・・・

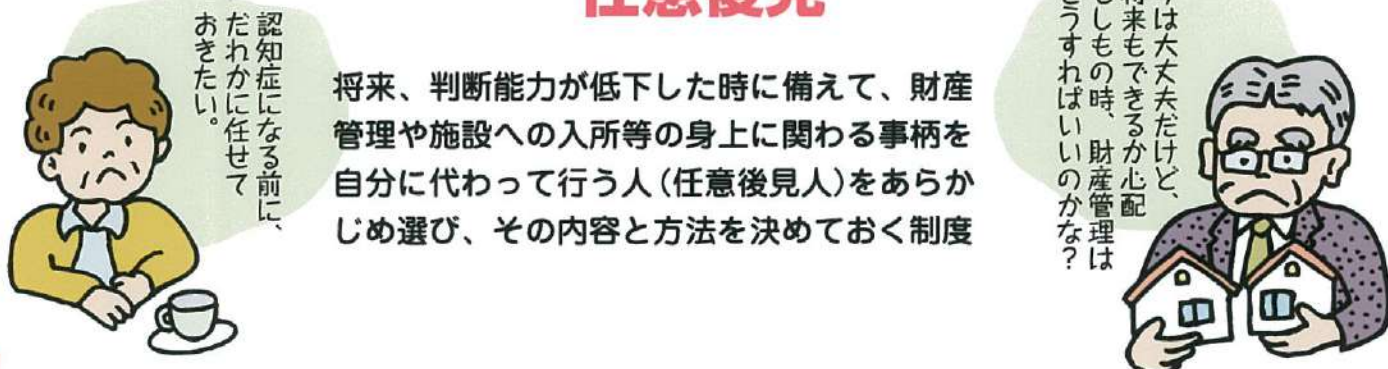
日常の買い物は一人で行える。重要な財産行為については不安が多く、誰かの支えや助言が必要

援助者として「補助人」が選任されます

※本人の判断能力が、3つのタイプのどこに該当するかは、申立時に添付する医師の診断書を目安にし、最終的には、家庭裁判所が決定します

※成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職や法人が選ばれます

任意後見



成年後見制度 利用までの流れ

法定後見制度

- ◆後見・保佐・補助開始の申立
(申立できる人)
本人や配偶者、四親等以内の親族
本人に判断能力が乏しく、親族も
いない場合は「市町村長」が申立

家庭裁判所



任意後見制度

判断能力が不十分になったとき

- ◆任意後見監督人選任の申立
(申立できる人)
本人や配偶者、四親等以内の親族、
任意後見人等

審判手続き + 鑑定

本人の判断能力の鑑定、必要に応じて、家庭裁判所の裁判官による事情の聞き取りや、調査官による調査が行われ、成年後見人等が選任されます

審判

家庭裁判所は、成年後見人等と支援の方法を決めます(審判の後、2週間後に審判が確定し、後見人の仕事が始まります)

申立の必要書類

申立書、申立人照会書、本人の状況照会書、後見人等候補者照会書、本人の戸籍謄本・住民票、後見人等候補者の住民票、本人の登記されていないことの証明書、診断書、財産目録、同意書、親族関係図、収入印紙・郵便切手・鑑定費用

申立の費用

- ◎法定後見制度
収入印紙・郵便切手代に、約1万円程度。判断能力の鑑定料に5万円から10万円程度(ただし、鑑定が省略される場合があります)
- ◎任意後見人制度
公正証書作成の公証人手数料と収入印紙代に約2万円、任意後見監督人選任申立のための収入印紙・郵便切手代に約6千円

成年後見人の仕事とは?

「財産管理」と「身上監護」を行います

「財産管理」

本人の資産や負債、収入、支出等の内容を的確に把握し、本人が必要とする支出を計画的に行い、資産を維持していくこと

具体的には…

- ・印鑑や通帳などの管理
- ・収入や支出の管理
- ・銀行など金融機関との取引や契約行為
- ・不動産などの財産に関わる管理や処分などの行為
- ・郵便物の受け取り

「財産管理」は「福祉サービスを利用して生活できるようにするために財産管理をする」ことが目的

「身上監護」

施設入退所契約や福祉サービス契約など、本人の身の上の世話に関すること

具体的には…

- ・入院等の契約、費用の支払などの行為
- ・施設の入退所などの契約、費用の支払などの行為

※裁判所は、後見人等が「財産管理」「身上監護」を適切に行っているかを、将来にわたって監督します

ただし、次の仕事は後見人の仕事ではありません

- ・介護や家事などの労働
- ・入院、入所時の身元引受、身元保証
- ・手術などの医療に関する同意
- ・養子縁組、認知、結婚等の身分行為
- ・被後見人の死後の葬祭、埋葬等の死後の手続き など

後見人等の報酬

報酬は、本人の財産状況に応じて、家庭裁判所が決定し、本人の財産の中から支払われます。ただし、本人の生活するための財産が不足してしまうような決定は、家庭裁判所はしません。

南足柄あんしんセンターでは「法人後見事業」を行っています

社会福祉法人 南足柄市社会福祉協議会が、法人として、南足柄市民の後見人等となり、住み慣れた地域での暮らしを支援します。

南足柄あんしんセンター（南足柄市社会福祉協議会）……………代表番号0465-73-1575 72-2109

南足柄市の窓口

南足柄市役所……………代表番号 0465-74-2111

高齢介護課地域包括支援センター……………0465-74-3196

福祉課障害福祉班……………0465-73-8047

成年後見制度に関する相談窓口（市・市社協等以外）

団体名	内容	連絡先	備考
横浜弁護士会 総合法律相談センター みまもりダイヤル	相談は有料（予約制） 弁護士による15分無料 電話相談	045-211-7700 045-211-7720	月～金曜の 9:30～12:00 13:00～16:30 (祝日除く)
神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川	後見活動を行っている社会福祉士による無料電話相談	045-314-5500	火・木・土曜の 14:00～17:00 (祝日除く)
成年後見センター・リーガルサポート神奈川支部（司法書士）	後見活動を行っている司法書士による無料の相談窓口	045-663-9180	月・金曜の 15:00～17:00 水曜10:00～12:00
神奈川成年後見サポートセンター（行政書士）	後見活動や制度の相談を行う行政書士をご紹介	045-222-8628	月～金曜の 13:00～16:00
東京地方税理士会成年後見支援センター	後見活動を行っている税理士による無料の相談窓口	045-315-2070	第1～4水・金曜の 10:00～16:00
かながわ成年後見推進センター	成年後見制度に関する相談を受付 必要に応じて弁護士による専門相談につながります	045-312-5788 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階	月～金曜の 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休み)
法テラス (日本司法支援センター)	法的トラブル解決のための「総合案内所」です 申立費用のご相談もできます	0570-078374 (ナビダイヤル) IP電話・PHSから 03-6745-5600	平日の9:00～21:00 土曜の9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始は休み)
法テラス小田原		050-3383-5370	平日の9:00～17:00 (土日・祝日は休み)

団体名	連絡先
横浜家庭裁判所 小田原支部	後見係 0465-22-6946
小田原公証役場	0465-22-5772

南足柄あんしんセンター総合相談窓口のご案内

あんしんセンターは住民の皆さんのいろいろな不安や悩みのご相談に応じます。
例えばこのようなことでお困りではありませんか？



使える制度やサービスがないか職員がいっしょに考えながら、おつながります！

例えば・・・

一人暮らしの不安

あんしんセンターでご相談にのります。
社協では電話による安否確認や相談のサービスを行っています。

健康・認知症のこと

高齢者の相談窓口である地域包括支援センターへおつながります。

介護・障がいのこと

福祉の制度、行政の相談窓口へおつながります。
社協にはホームヘルパーやケアマネージャーのいる介護事業所もあります。

いざ必要になった時のために!知って安心!!

「もしも、自分や家族が、判断能力が不十分な状態になったら・・・生活はどうなるの？」
南足柄あんしんセンターでは、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を、
市民の皆様にご案内するために、次のような取り組みを行っています。

社協ふれあい出前講座

「日常生活自立支援事業と成年後見制度」
職員が皆様の地域に出張し、分かりやすくお話を
します。少人数の団体でもご利用ください。

あんしんセンター講演会

年1回程度、「成年後見制度」や「高齢者虐待」
などをテーマに講演会を開催しています。社協広
報などでお知らせします。



足柄上地区権利擁護ネットワーク連絡会

～足柄で広げよう権利擁護ネットワーク

行政、社協などの福祉関係機関、ケアマネージャー
等の介護事業者、弁護士等の士業の方々が集い
事例検討などを通して学習する場です。

個別のご相談は随時受け付けをしています。※できましたら電話で事前のご予約をお願いします。TEL.72-2109



南足柄あんしんセンターでは「法人後見事業」を行っています
まずは「南足柄あんしんセンター」にご相談ください。

0465-73-1575

0465-72-2109

どちらの番号でもお受けいたします



※大雄山駅から徒歩5分※駐車場には立体駐車場を、ご利用ください。
(月極駐車場にはとめられません)

南足柄市社会福祉協議会内
南足柄あんしんセンター
南足柄市関本403-2 りんどう会館 1階事務所

利用時間：月～金
8時30分～17時15分
土・日・祝日・年末年始除く